

## A Basic Study of Initial Prefectural Government of Okinawa

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-04-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 後藤, 新 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/453">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/453</a>

# 沖縄県初期県政の一考察

——初代県令鍋島直彬の士族対策を中心として——

後藤新

一 はじめに

二 鍋島直彬の赴任

(1) 鍋島直彬の沖縄県令就任

(2) 鍋島赴任時の沖縄県の様子

三 明治十二年度の鍋島県政

(1) 旧藩士族の抵抗

(2) 鍋島県政の開始

四 明治十三年度以降の鍋島県政

(1) 内務大藏両卿の交代

(2) 鍋島の沖縄県令辞任

五 おわりに

## 一 はじめに

本稿の目的は、沖縄県の初代県令であった鍋島直彬のおこなった県政について、とくに士族対策を中心に考察することである。

一般的に、明治十二（一八七九）年三月の沖縄県設置から明治三六（一九〇三）年に土地整理が実施されるまで、明治政府は旧慣温存の方針として沖縄県政を進めたと理解されている。この旧慣温存期における先行研究としては、とくに安良城盛昭と西里喜行の間で一九七〇年代後半になされた旧慣温存論争がよく知られる。この「論争の最大の争点は、原蓄権力としての明治政府の収奪政策が旧慣温存の沖縄県治方針の確立といかに関わったか」<sup>①</sup>にあった。とくに本稿でとりあげる県政草創期について、安良城の言葉を借りれば、西里が旧慣温存政策を「『琉球処分』以後一貫して明治政府の沖縄統治策の基調」としつつ、明治政府は置県後数年間、「旧慣温存か旧慣改革か、あれかこれか、と動揺＝試行錯誤」していたとすると、安良城は「置県当初から明治政府は旧慣改革の方針を明確にもっていた」が「『琉球処分』直後の沖縄県内の政治的・社会的安定をめざした旧慣存続」を選択したとする。<sup>②</sup>

また、森宜雄は旧慣温存論争を継ぎ、「初期県政の挫折から旧慣温存路線が確立されるにいたる経過」を考察するが、そのなかでは、鍋島県政を「穏健な漸進改革路線」としたうえで、内務省内における不評の高まりや、明治十三年三月より内務卿に就任した松方正義との対立による「肥前と薩摩の藩閥抗争」により「初代県政が新たに将来にわたる県治方針を切り聞くことなく頓挫」したとする。<sup>③</sup>

筆者もおおむね森の評価に賛同するものであるが、いずれの研究も、二代県令上杉茂憲以降の県政に考察の

重点をおいており、鍋島県政について詳細に分析したものではない。<sup>(4)</sup>

また、旧慣温存期における土族対策については、金城正篤も考察をおこなっているが、安良城が指摘するよ<sup>(5)</sup>うな、「明治十四（一八八二）年の政変・明治十五年の壬午事変という、明治政府を内外から震撼させた事件に対する明治政府の対応策と関連させて」述べているわけではない。<sup>(6)</sup>本稿で取り上げる鍋島直彬は明治十四年五月に辞任するから、これらの事件には関わっていない。しかし、いうまでもなく鍋島をはじめ県令は明治政府から派遣されており、また、まだ県会の確立していなかった沖縄県では地方税の徴収ができず、必要な経費はすべて大蔵省から交付されていた。さらに、明治政府の財政状況が大きな危機をむかえるなか、明治十三年三月には、内務卿が伊藤博文から松方正義へ、大蔵卿が大隈重信から佐野常民へ交代している。明治政府の財政方針は、いわゆる大隈財政から松方財政へと変わったのである。このような明治政府における変化が、鍋島県政に影響を与えなかったとは考えられないだろう。

本稿では、以上のような問題関心により、鍋島県政における土族対策について、とくに明治政府との関係に注目し考察をおこなう。筆者は浅学非才であり、どこまで論を進めることができるのか甚だ不安であるが、諸賢兄方より厳しいご意見をいただければ幸いである。

## 二 鍋島直彬の赴任

### (1) 鍋島直彬の沖縄県令就任

明治十二年二月中旬、明治政府は琉球藩の廃止を決定した。

ただし、明治十一年末の時点では、右大臣岩倉具視が廃藩に慎重な姿勢をみせるなど、廃藩を求める声は政府内において決して大きくなかった。しかし、大蔵卿大隈重信が廃藩断行を強く主張し、また、琉球に二度出張するなど「琉球処分」において中心的な役割を担った内務大書記官松田道之が廃藩を進言したこと、明治政府の方針は廃藩置県へと定まっていた。本来、琉球藩の処分を担当するのは内務卿伊藤博文であったが、廃藩に消極的であった伊藤は病気を理由に湯治にいき、内務卿代理をつとめた大隈の主導により廃藩が決定された。

明治十二年三月一日、内務卿に復帰した伊藤に命じられ、松田は「琉球藩処分方法」を作成した。明治政府は、これをそのまま採用する。なお、同書類には「県治ノ一大主義」として次のように記されていた。<sup>(7)</sup>

県知行フニ土地ノ制ヤ風俗ヤ営業ヤ凡ソ該地士民ノ慣習トナルモノハ勉メテ破ル可ラス就中秩禄ノ処分  
社寺ノ処分山林ノ処分等ノ如キハ内地旧藩処分ノ穩当ヲ失シタルモノ、覆轍ヲ蹈ム可ラス只租税上営業上  
警察上教育上宗旨上等ニ就キ旧規ヲ改良シテ士民ノ便益トナリ又情願ニ適スルモノト確認スルモノ、ミヲ  
改正スルニ止ムベシ

ここでは「凡ソ該地士民ノ慣習トナルモノハ勉メテ破ル可ラス」とあるように、旧慣温存の必要が述べられているが、それは他府県の廃藩置県後に急進的な改革をおこない混乱を引き起こした反省によるものであった。とくに本稿では、「秩禄ノ処分」もそのなかに含まれていることを確認しておきたい。この「県治ノ一大主義」は、その作成過程から、伊藤と大隈における沖縄県政の方針といつてよいだろう。

琉球藩廃止にむけて準備が着々と進むなか、沖縄県令の選考がおこなわれた。岩倉は、沖縄社会は「最も門地を貴ぶ」として、「其の人民を服従せしめん」ため華族を県令に任じようとした。しかし、岩倉が目星をつ

けた「某藩大華族」には断られ、ほかに適当な人材がなかなか見つからなかった。<sup>(8)</sup>

こうしたなか、岩倉が鍋島直彬に県令就任を依頼し、鍋島はこれを了承した。鍋島は旧鹿島藩主で、廃藩置県後は明治五年に米国視察にもむいている。県令就任の要請をうけたとき、鍋島は宮内省に出仕し文学御用掛をつとめていた。<sup>(9)</sup>

なお、鍋島が承諾した要因として、大隈との関係が大きく影響したと考えられる。旧肥前藩の支藩である旧鹿島藩主であった鍋島にとって、同じ肥前出身の大隈は、以前より何かと相談する間柄であった。これから述べていくように、鍋島は常に大隈に相談し、また大隈の支援を受け県政を進めた。どのような経緯で鍋島が候補になったのかは不明だが、鍋島が「唯一義理上の精神を以て非常御処分後を承け奮て艱難に当」<sup>(10)</sup>たるうと決意した背景には、大隈からの支援の約束があったことが想像される。

松田は三月十二日、廃藩置県を実施するため、随行官吏九名と内務省出張所在勤官三十二名、警視警部巡查百六十余名とともに横浜港を出発した。途中、鹿児島により、熊本鎮台に属する半大隊と合流し琉球へ向かった。内務省出張所在勤官三十二名は、沖縄県設置の際に中心的な役割を担うため、松田が内務省内外から集めた官吏であった。なお、松田は伊藤に宛て「既ニ小官出発前鍋島氏ニモ詳カニ談示置キ同人モ能ク承知ノ事ニ有之」<sup>(11)</sup>と伝えており、松田の出発前に鍋島の県令就任が決定していたことや、鍋島は松田が官吏を随行させるのを知っていたことがわかる。

三月十三日、鍋島は内務省御用掛に任じられ<sup>(12)</sup>、十五日より判任官四名を部下として臨時取調局を設置し赴任の準備にとりかかった。<sup>(13)</sup>また、二十九日には司法省御用掛にも任じられている。<sup>(14)</sup>

なお、県令就任に際し、鍋島が強くこだわったのが原忠順の少書記官就任であった。鍋島より九歳年上の原

は旧藩時代からの側近であり、のちに「忠順は藩の時内外とも小生を輔け：小生今日あるを得るも原の力居多なりと申すべく、小生原に於て此の如き情誼あり」と述べるほど、鍋島が信頼を寄せる人物であった。

書記官は「府知事県令不在ノトキ又ハ事故アルトキハ書記官ハ代理ノ任」を担う奏任官であり、県には大書記官もしくは少書記官を一名置くこととされていた。しかし、沖縄県の設置に際しては、伊藤の求めにより、松田に随行している俣野景明の大書記官就任が内定していた。そのため鍋島は、「固より小子より猶内務卿江可申立心得に者候得共」と断ったうえで、大隈に「御存之通原には民治経済等は尤長所に而：琉球新置県奏任に御命し相成将来着手之目的等尚閣下より同人江精敷御合置相成候はは大に御用に可相立候」として、伊藤へ「何率原之人物等是迄一体之次第且沖縄少書記官に御採用相成候通」話すよう求めている。しかし、鍋島の求めは簡単には通らなかつた。鍋島は、開港場のある県においては書記官を二人おける規定があることを利用し、大隈へ「畢竟琉球之事たるや大に外国に關し御国威にも指響候場所柄」と述べ、原の奏任官就任へのさらなる力添えを求めた。

結局、原が少書記官に就任し、俣野は「大警部相勤居候に付而自ら法律等相心得居候」ことから、鍋島の希望により「判事兼沖縄県奏任出仕」となることが決まった。四月七日、伊藤は松田へ、「元県令之旧藩人ニテ達テ御登用之儀情願モ有之」ため「原某」が少書記官になったことを伝え、俣野については「例規ニハ悖り候へ共兩人之小書記官ヲ置キ一人ハ判事ヲ兼候都合ニ可致見込：俣野ノ処ハ見合セ置追テ被仰付候テモ不晩事ト存候」と述べている。ここからは、伊藤と松田で進めていた人事が、大隈の支援を受け鍋島の希望によって変更されたとわかる。なお、俣野は病気を理由に、沖縄県には結局採用されなかつた。

三月二十七日、首里城が松田らに引き渡され、琉球藩は廃止され沖縄県が設置された。旧琉球王尚泰は東京

へ移住することとなり、内務少書記官兼判事として内務出張所に在動していた木梨精一郎が県令心得となった。県庁は首里に置かれることとなったが、当分のあいだは那覇西村にあった内務出張所が仮の県庁として使用されることとなった。<sup>(24)</sup> 太政官からも四月四日に全国へ沖繩県の設置が布告された。

また、松田は廃藩置県直後の三月二十九日、木梨を通じ、廃藩によって「官吏モ一般廃止」となったが「首里泊久米那覇其他諸間切之役人並ニ諸町村ノ役人ニ於テハ従前ノ通り相勤」<sup>(25)</sup>るよう達した。

四月五日、鍋島は沖繩県令に任じられ、十二日には判事兼任となった。松田が四月二十四日、伊藤に宛て「鍋島県令ヨリ此地ノ事ニ付予メ定メテ赴任致シ度等ノ情実有之閣下へ伺出候件々モ可有之」<sup>(26)</sup>と伝えているように、鍋島は赴任に向け、十分な準備をおこなおうとしていた。なお、松田は続けて「先ツ一旦赴任実地目撃ノ上ニ致ス方可然ト存候其地ニ在テノ空想トハ余程相違ノ事ノミニ有之就中県費予算等ニ至テハ最モ然ルノ事情有之候」と述べているが、沖繩県への出発を前に、まず鍋島がおこなったのは明治十二年度予算の策定だった。

鍋島は四月三十日、仮予算を策定し上申した。警察費、警察署及付属官宅造営費、営繕費、勸業費の合計八万三千四百七十九円二十九銭八厘であったが、鍋島は「新置創始従前ノ比例モ無之何分架空ニハ費額受取方申出兼」として、仮に策定したもので予算額の三分の一を下付されるよう求めた。なお、土木費は「実地取調ノ上申立候」として計上していない。伊藤と大隈は鍋島の上申を受け、「三分一ト看做シ金二万八千円内渡シトシテ」沖繩県に交付するよう求めた。伊藤と大隈は、その理由として、西南戦争において「鹿児島外県々へ非常臨時費御下渡相成候例」をあげ、「戦時ノ景況トハ稍趣ヲ異ニ致候得共絶海遼遠ノ地方百時創設規則未定ノ県治ニ付特別ヲ以御允許相成候様致度」と述べている。<sup>(27)</sup>



また、鍋島は司法卿大木喬任へ、他府県と同等の裁判制度が確立するまで、死罪を除き「其人情風俗ニ循ヒ間々旧法ヲモ斟量シ時宜ヲ熟察シ小官ノ見込ヲ以テ適宜処分致候様御委任」されることを求めた。これをうけ大木は、「是迄急流旧藩ニテ習慣ニ拠リ処置致シ諸法律諸規則未達ノ廉モ多分有之ニ付新置草創ノ際内地同様処分難致事情可有之ト被存候」として、鍋島の上申を許可するよう求めた。法制局（長官井上毅）でも、「内地諸県同様ノ処分ヲ為シ難キ事情モ可有之事ニ付当分伺ノ通御委任相成可然」と審議し、鍋島の上申は政府に聞届けられた。<sup>(28)</sup>

沖繩県赴任の準備を整えた鍋島は五月七日、旧琉球藩王尚泰に上京を促すために派遣される五等侍医高階経徳や宮内卿徳大寺実則とともに、横浜港を出発し沖繩県へ向かった。<sup>(29)</sup> なお、鍋島は赴任に際し三十二名の旧鹿島藩士を随行させたが、これが問題となった。先述したように、松田もまた、新県政を担うべく三十二名の官吏を連れていたからである。

松田は伊藤へ、内務省在勤官吏達と旧鹿島藩士の間には「不居合ナル勢」が生じ、このままでは松田が帰京した後、「始終紛紜ヲ免カレスシテ県令ノ困却ハ必然ト視認メ候」と述べ、「小官ノ引率シタル者ノ中二就テ去留ノ志願ヲ糺シ其去ルヲ志願シテ到底留ムレハ一般紛紜ノ原因トナル者ハ之ヲ去ラシムル事ニ取計」こととし<sup>(30)</sup>た。原少書記官就任の際と同様、ここでも内務省側が折れたのである。結果、松田が連れてきた官吏のうち十五名が帰京することとなった。

## (2) 鍋島赴任時の沖繩県の様子

沖繩県の地方行政区域は他府県と大きく異なっていた。現在的那覇市に含まれる首里・那覇・久米村・泊

村、沖縄本島南部の島尻、中部の中頭、北部の国頭のほか、伊江島・伊平屋島・粟国島・渡名喜島・慶良間島・久米島・宮古島・八重山島にわかれており、島尻・中頭・国頭・慶良間島・久米島・宮古島・八重山島にはそれぞれ他府県の「郡」にあたる「間切」がおかれ、各間切には一ヶ所ずつ「番所」がおかれていた。なお、離島では番所を「蔵許（元）」と称した。<sup>(31)</sup>

一部の上級士族や豪農層を除き、全般的に沖縄県の人々は貧しかった。松田が二回目の琉球出張から帰京した際、「平民輩ニ於テハ藩政ノ苛酷ヲ怨ミ内地ノ直轄ヲ希望スルノ念アリ」と報告し、原が明治十三年四月十日に内務卿松方正義と大藏卿佐野常民へ宛て「当県之儀ハ旧藩政中収税厳急ナルニ其因候哉一般民力之疲弊困衰ハ各県之比並ニ無之<sup>(32)</sup>」と報告しているように、琉球王朝支配のもと、「沖縄の農村は十九世紀初頭以来、慢性的な窮乏化現象が進行し、王府の農村・農民支配は深刻な矛盾と動揺に直面していた<sup>(34)</sup>」のである。

また、沖縄県の設置とそれともなう藩王尚泰の上京決定をうけ、県内では旧三司官の亀川親方を中心とする「亀川党」や久米村の士族たちが松田に抵抗していた。<sup>(35)</sup> 旧藩士族のなかには秘密裏に清国へ渡り、清国軍の支援を求めるものもいた。そのため、旧藩士族内には「自今清国政府は浙江総督に命じ海軍を操練せしむること盛なり；琉球を援ふの準備ならん<sup>(36)</sup>」という風説が流れ、旧藩士族たちはそれを強く信じていた。先述したように、松田は旧藩吏および村役人にたいし「従前ノ通り相勤」るよう達していたが、旧藩士族たちは「全島を挙げて、誓書を締し、盟て大和政府の命を奉せざることに密定<sup>(37)</sup>」していた。

廃藩置県に関する事務を終え帰京を決めた松田は、六月三日、「首里那覇久米村泊村ノ士族惣代二百名」を内務省出張所に集め、県政への協力を「懇篤説諭」した。松田は旧藩士族が「旧態」を改めなければ、県庁は旧藩士族を「到底用フルヲ得可ラサルモノ」とし「百職皆ナ内地人」を採用し、旧藩士族たちは「自ラ社会ノ

悔慢ヲ受ケ：恰モ亜米利加ノ土人北海道ノアイノ等」のように差別されてしまうと訴えた。そして、「百色皆内地人ノ専有」となつては「生計ヲ得ル甚ダ難シ」と警告した<sup>(38)</sup>。しかし、旧藩士族たちは「租税は悉く大和政府に上納せざる約をなし、人々相戒め、結束を固くし、大に大和政府へ反抗の意を示し、新県の官吏をして、毫も新政府を施すの余地なからしめんと策」<sup>(39)</sup>していた。時間を稼ぎ、清国からの援軍を待とうとしたのである。

### 三 明治十二年度の鍋島県政

#### (一) 旧藩士族の抵抗

鍋島は五月十八日、先述したように、原をはじめ旧藩以来の家臣を多く連れ沖繩県に赴任した。六月十三日に松田が沖繩県を離れ、随行していた巡查ら百二十五名のうち三十九名も帰京した<sup>(40)</sup>。

こうして鍋島県政が開始された。鍋島は、明治四年に布告された県治条例に基づき、県庁に庶務課、学務課、租税課、衛生課、記録課、出納課を設置した<sup>(41)</sup>。

鍋島と原は、県政の失敗が日清間の外交問題になる危険をよく認識しており、「先づ其の旧慣に基きて制馭し、然る後に徐々に新政を施行して、皇化を治からしめざるへからず」ことを「施政の大方針」としていた<sup>(42)</sup>。当時、清国との間で沖繩県の所屬問題をめぐる交渉が開始されたばかりであった。それだけに、県内の混乱は、日清間の外交交渉に大きな影響をあたえる恐れがあったのである。鍋島は六月二十五日、「諸法度之義更ニ改正ノ布令ニ及ハサル分ハ総テ従前之通相心得可申」と布達し、松田の「県治ノ一大主義」を踏襲すること

を伝えた<sup>(43)</sup>。

七月五日、鍋島は内務出張所の廃止を県庁各課に伝えたが<sup>(44)</sup>、もともと「大仮屋卜唱ヒ旧鹿兒島県在番奉行ノ居宅」<sup>(45)</sup>であった内務出張所を仮県庁として引き続き使用した。

先述したように、旧藩士族たちは新県政に反抗しており、「引継ノ書類ハ概ネ粗漏ノ古帳簿或ハ遽ニ作為作造セシモノニシテ以テ旧藩政租税其他ノ事件ヲ明徴ス可ラス」<sup>(46)</sup>状況であった。また、旧藩吏たちは、松田が三月二十九日に述べた「従前ノ通り相勤」を都合よく解釈し、「従前ノ通り」租税の徴収を勝手におこなっていた。そのため、鍋島は六月十七日、「明治十二年卯年分諸税、従来ノ続ヲ以テ、今十七日迄御取立相成候分モ有之候ハ、詳細ノ取立内訳、原簿并現物貯蔵ノ場所等、記載ノ書類」を同月二十一日までに提出するよう命じた<sup>(47)</sup>。

一方で鍋島は、旧三司官に命じ、旧田地奉行役人を県吏に同行させ地方の村役人や人々を説諭しようとした。しかし、首里士族たちの怒りを恐れ、奉行役人たちは病氣と称し途中で帰ってしまう有様であった<sup>(48)</sup>。また、七月五日には、「一般人民」にむけ「旧藩王父子事今般：格別御優待被為在候趣管下士民ニ於テハ従前ノ因故モ有之義ニ付此旨告知」しているが、旧藩士族たちに変化の様子はみられなかった<sup>(49)</sup>。

しかし、七月にいわゆるサンシー事件が発生し事態は変わり始めた。「サンシー」とは「賛成」のことで、誓約を破り新設された警視派出所の通訳兼小使に雇用された下級士族が、暴徒らに惨殺された事件である<sup>(50)</sup>。事件の捜査の過程で、旧藩士族たちの誓約書が見つかった。また、七月二十日、旧藩吏が勝手に徴収した米と粟を八重山と宮古の両島から那覇港へ運ぶ船を押収した<sup>(51)</sup>。こうしたなか、七月二十七日に「本県警察署ヲ設置シ那覇警察分署及首里警察分署ノ二署ヲ設ケ候条」が布達され、県の警察機構が確立された<sup>(52)</sup>。

原は三十日、旧三司官の代理を呼び、「恣に租税を収入するは、実に不正不法の極なり」と旧藩吏をせめた。鍋島は八月九日、廢藩置県から八月十五日まで「旧三司官以下本県へ引継事務等関涉ノ吏員ニ限り旧藩中支給之官禄高月割ヲ以テ夫々下賜候ニ付其姓名月割共詳細之取調書差出可旨」を達し、県政に協力的な旧藩吏を厚遇することを示した。

また、八月十五日に事務帳簿の引継ぎが一応終わると、鍋島は二十日、旧三司官の浦添親方・富川親方を沖繩県顧問、伊野波親方・天久親雲上・富村親雲上・伊江親雲上の四名を沖繩県御用掛にそれぞれ任命し、県庁への出仕を命じた。<sup>(55)</sup>

その一方、旧藩吏が勝手に税を徴収した件については、八月十三日に旧物奉行の安室親方らが「廢藩相成候テモ：従前通被仰付候段、松田道之殿ヨリ御口達有之候ニ付、其通心得、租税ノ内収納致シ置候」と弁明するのみで、関係書類を提出せず、また徴収も止めないと、首里分署に安室親方を拘留し厳しく糾弾した。<sup>(57)</sup>そして、浦添親方らが「旧衆官吏と協議一致し日本の恩恵を受くるを不屑」として顧問就任を断ると、鍋島らは勝手な租税徴収を理由に強硬な姿勢を一層強めた。<sup>(58)</sup>

鍋島は、首里のみではなく各間切・各離島に警察官を派遣し、亀川党に属する旧藩士族を始め「百有余人」を拘引し厳しく「拷糺」した。なお、旧藩吏を拘引する際には「那覇小禄豊見城辺の細民等密に県官に通信する者衆多」くいたという。そして、浦添親方までも拘引されると、富川親方らは「日本人の強暴当るべからず」として「暫く仮に其命令に応じ以て清軍を待つべし」と決め、九月十四日、「私共廢藩の際倉卒繁劇自然事務上下不行届の処より前条の件を醸し甚だ以て恐懼至極奉存依て爾後万緒不都合無之様勉強取て引請必ず取計ひ可申」とする嘆願書を提出した。<sup>(59)</sup>こうして浦添親方をはじめ拘引されていた旧藩士族たちは解放され、浦

添親方らは沖繩県顧問就任に応じるとともに、「首里那覇等の士族一般に対し、自今新政府の命令を遵奉し、且仕官の望ある者は、奮ふて奉職すべき諭告」<sup>(60)</sup>を發した。

原は、旧三司官を雇用する理由として、「諸島間切以下の小役員を用ゆる媒介の具にして真に必要な器にはあらず」<sup>(61)</sup>としていた。しかし、浦添親方らが嘆願書を提出した後には、「旧藩之節一般人民之目ヲ属スル頭分ノ者ニ候ヘハ、将来之県治上ニ於テ人心折合ノ一端トモ可相来哉ニ候」と述べ、また、旧三司官をはじめ拘留した旧藩士族たちについて「廢藩置県倉卒之際殆ント方向ニ迷ヒ、右不都合之事件ヲ醸出シ候」として、「警察所ニ於テ非違ヲ戒ムル迄ニ止メ、求刑裁判ニ及ホサス、極メテ寛大之処置」をもつて一連の旧藩士族の抵抗を終結させた。<sup>(62)</sup>こうして、各地の村吏のほか、県庁には九月から十一月にかけて二十六名の旧藩士族が判任官として雇用された〔表―1〕。しかし、富川親方が後に脱清したほか、浦添親方を含め十二名の旧藩士族がほぼ一年以内に依願免職している。とくに月給三十円以上で雇用された旧藩士族十名は全員免職しており、旧藩の高官たちが新県政になじめなかったことをうかがわせる。

〔表一〕 沖繩県出身の県庁出仕者一覧（明治十二年・十三年）

姓名	身分	所属	拝命日	備考①	備考②
浦添朝昭	士族	八等出仕	明治十二年九月二十二日	明治十三年四月二十一日に依願退職	
富川盛奎	士族	八等出仕	明治十二年九月二十二日	のちに脱清	
安室朝蕃	士族	御用係	明治十二年九月二十二日	准判任月給四十円	明治十三年四月十三日に依願退職
天久朝標	士族	御用係	明治十二年九月二十二日	准判任月給四十円	明治十三年八月二十七日に依願退職
富村朝意	士族	御用係	明治十二年九月二十二日	准判任月給四十円	明治十三年十二月十四日に依願退職
伊江朝重	士族	御用係	明治十二年九月二十九日	准判任月給四十円	明治十二年十二月十日に依願退職
摩文仁賢真	士族	御用係	明治十二年九月二十二日	准判任月給三十五円	明治十三年五月二十七日に依願退職
津波古政衛	士族	御用係	明治十二年九月二十五日	准判任月給三十五円	明治十三年三月十二日に依願退職
當間嘉平	士族	御用係	明治十二年九月二十七日	准判任月給三十円	明治十三年二月十四日に依願退職
山口保教	士族	御用係	明治十二年九月二十七日	准判任月給三十円	明治十三年四月十三日に依願退職
宮城世昌	士族	御用係	明治十二年九月二十七日	准判任月給三十円	明治十三年四月二十一日に依願退職
佐久川嘉苗	士族	御用係	明治十二年九月二十七日	准判任月給二十五円	
親泊朝啓	士族	御用係	明治十二年九月二十七日	准判任月給二十五円	
比屋根安祐	士族	御用係	明治十二年十月四日	准判任月給二十五円	明治十四年五月三十一日に依願退職
名城嗣知	士族	御用係	明治十二年九月二十二日	准判任月給二十円	明治十三年四月十二日より月給五円増給
普天間助業	士族	御用係	明治十二年九月二十二日	准判任月給二十円	明治十三年八月九日に依願退職
池原善保	士族	御用係	明治十二年九月二十二日	准判任月給二十円	
安田善辰	士族	御用係	明治十二年九月二十二日	准判任月給二十円	
宜野山朝忠	士族	御用係	明治十二年九月二十二日	准判任月給二十円	
与古田良長	士族	御用係	明治十二年九月二十二日	准判任月給二十円	
山里義每	士族	御用係	明治十二年九月二十二日	准判任月給二十円	
大田朝明	士族	御用係	明治十二年九月二十七日	准判任月給二十円	明治十三年四月十二日より月給五円増給
伊波興応	士族	御用係	明治十二年十月六日	准判任月給十五円	
菊村陸雲	士族	御用係	明治十二年十月十九日	准判任月給十二円	医員
諸見里朝奇	士族	御用係	明治十二年十一月七日	准判任月給二十五円	
真栄里喜直	士族	御用係	明治十二年十一月二十四日	准判任月給二十円	
豊見城盛綱	士族	十一等出仕	明治十三年四月一日	明治十三年十二月二十日より十等出仕	明治十四年五月二十七日より八等出仕
松村嘉射	士族	御用係	明治十三年四月二十一日	「親見世筆者」より御用係に	
諸見里朝常	士族	四等属	明治十三年五月五日		
仲吉朝愛	士族	御用係	明治十三年五月三日	「首里仮筆者」より御用係に	准判任月給十二円

※「十月上半ヶ月職員表」（「公文録」明治十二年第一七三巻）、「本県任転免表」（「公文録」明治十三年第一五三巻）、「本県判任官任免表」（「公文録」明治十四年第二三八ノ八巻）より作成。

※明治十二年から明治十四年まで、のべ八六名が判任官となっており、そのうち旧藩士族は三〇名であった。

(2) 鍋島県政の開始

九月より、鍋島はようやく県政に本腰を入れはじめることができた。また、九月十六日、他府県に遅れようやく「十二年度沖繩県経費予算」が確定した。定額常費四万五千七百九十七円五十二銭と額外常費五万九千二百九十三円の合計十萬五千八百九十二銭で、これは三十九府県中十四番目の金額であった。ただし、額外常費には他府県に比べ突出した秩祿費三万八千七百七十円が含まれており、各府県から秩祿関係費を除いた金額で比べれば全府県中三十二番目であった。このように予算額において、とりたてて沖繩県が優遇された様子はない。しかし、これは「三府三十五県ヲ例トシ仮定ヲ以」て大蔵省が作成した予算であり、この決定の後も、必要に応じて県に経費が交付された。<sup>(63)</sup>

なお、鍋島は、県治の状況を政府に報告するため十月五日に沖繩県を出発し、<sup>(64)</sup>その間、原が中心となって県政を進めた。鍋島は明治十三年一月上旬に帰県する。<sup>(65)</sup>

県内の騒動が治まると、まず警察を含む行政機関の整備がおこなわれた。

九月二十四日、県庁内に警察本署をおき、那覇署の下に久米島分署・宮古島分署・八重山分署がおかれ、首里署の下に羽地分署がおかれることが布達された。こうして、島尻地方と離島は那覇警察署、中頭地方と国頭地方は首里警察署の管轄となった。<sup>(66)</sup>なお、県内の鎮静化により、滞在を延期していた巡査らも九月に帰京した。<sup>(67)</sup>鍋島らは六月頃より、警部および巡査の補充を求めており、「東京及鹿児島ニ於テ警部拾三名巡査六十名の採用を求め許可されていた。さらに十月、「警部以下不足二付：若干名ヲ増員シ各所派出所及探偵等二付テハ費途甚タ不少」として合計三万二千円の警察費増額を求めたが、大蔵・内務の両省が「事実ニ於テ止ムヲ得サル次第」として満額交付された。<sup>(68)</sup>



行政機関については、十月二十三日に首里役所が開設され、首里の十五ヶ村を管轄することとなった。<sup>(69)</sup> 各地方については旧慣が温存され、各間切には番所、離島には蔵元が引き続きおかれ、それぞれ県吏が派遣された。

県政を進めるにあたり、「士民」それぞれの生活の安定化が大きな課題であったが、旧藩士族の生活の安定に最も必要なことは、収入の安定であった。沖繩県を出発した翌十月六日、鍋島は伊藤と大隈に、「本県士族従来之家禄並領地高實際之収額取調候」として、「何卒格別之訳ヲ以従来ノ禄高ハ不相変廩米ニテ御賜給相成候様仕度然ルニ於テハ士族一般モ愈朝恩ヲ奉載シ速ニ皇化ニ沾ヒ候道モ随テ相開ケ可申候」と上申している。琉球における家禄および役俸の制度は他府県と大きく異なっていた。「勲功重キ者へハ家禄並領地ヲ輕キ者へハ領地而已」が給せられ、「廩米渡之引付（手控え―筆者）ヲ以百姓ヨリ夫々へ直納」することを主としていた。また、家禄といっても「二三代若クハ一代給与セル趣ニ有之元来永世禄ニハ之ナキ制度」であり、この点でも他府県と制度が大きく異なっていた。鍋島は十月十六日に東京へ到着するが、すぐに必要な書類を添え上申したのである。十月二十九日、伊藤と大隈は「今日県治ノ体裁ヲ為シタル上ハ依然領地ヲ給与シテ其米石ヲ直ニ收取スルハ不都合之次第ニ付将来ハ悉皆…金禄公債証書ヲ以賜給相成」べきであるが、「今十二年分ハ…従前ノ振合ニ因リ県庁ヨリ各村へ切符ヲ下付セシメテ交付ノ順序相立…旧ノ如ク賜給」し、明治十三年分からは「先兩三年ハ石代ヲ以相渡時機ニ応シ改正」する方が「実地適応ノ処分」であると建議した。これを受け太政官調査局（長官中村弘毅）は「該県ノ儀他ニ同視難致場合有之将来ハ一般ノ例ニ因リ金禄公債証書ヲ以賜給可相成モ当今ノ情態勉メテ旧慣ニ随ヒ候方実地適応ノ処分ト被存候」と回答し、十一月二十二日に聞届けられた。<sup>(70)</sup>

しかし、これのみでは、士族対策として十分でなかった。明治十三年の「沖繩県統計概表」によれば、有禄士族が三百八十戸、無禄士族が二万七百五十九戸であったが、ここで論議されたのは「沖繩県士族今帰仁尚朝敷始メ三百七拾六名」の「家禄並領地之収納又ハ領地代り給米」にすぎなかった。<sup>(71)</sup> 鍋島は十月六日付上申において「旧藩吏従来ノ役俸等モ篤ト取調出来次第何分之御指揮尚可伺出候」と追記しており、無禄士族への対応はまだ着手されていなかったのである。また、有禄士族であっても、家禄が支給されたからといって生活が安定したわけではなかった。鍋島が明治十二年十一月十九日に大隈へ送った書簡によれば、他藩と大きく家禄制度が異なる琉球においては、「旧藩にて役知役俸杯と唱へしもの其他名義なき曖昧なるもの」が旧藩士族の重要な収入となっていた。しかし、廃藩置県によって「みな消滅」してしまったのである。そのため、「正しき家禄のみにては逆も旧来の士族過半衰滅すへし」懸念があるという。鍋島によれば、沖繩県では「士族等之内実を探るに困窮之者十中七八」という状況であった。現在は貧しくとも「一三年も経は余程能くならん」との希望がもてる「百姓」に比べ、旧藩士族の状況は一層深刻であったのである。そのため鍋島は「願くは後日士族救恤資金取調願出候心得なり」と伝えている。<sup>(72)</sup>

また、大蔵省では廃藩置県に際し二名の官吏を派遣し調査させていたが、「該原簿ヲ徴求シテ石高人名等逐一照査スルニ当リ其帳簿錯乱尠ナカラス依テ旧官吏質問点檢ノ業数旬以テ禄高ノ基本実額等調理完了ヲ得傍出納上ノ形迹ヲ索メ」たものであった。沖繩県で士族対策をおこなうには、まず正確な調査が必要であったのである。

つづけて明治十三年三月十三日、鍋島は政府へ、琉球には「其实家禄同一ノ性質ヲ含ミ奉職中勤功ヲ積ム者ハ一旦其職ヲ辞スルモ其俸給ハ終身或ハ年限ヲ以テ下付」される「役俸並役知」という「旧例」があったとし

て、廃藩後に「非役ノ者」へ俸給のみ家禄同様に賜給するのはおかしいことだが、「廃藩解職ノ後俄ニ生計ノ目途ヲ失ヒ別段産業ノ方法モ更ニ相着カズ至極困難ノ趣更ニ愍量スベキ情状有之」として、「昨十二年分ニ限リ特別ノ御詮議ヲ以テ御給与相成様」求めた。<sup>(74)</sup>なお、本件について政府内で審議されるのは、同年五月になつてからである。また三月二十二日、「土族名鑑簿」を編製するため、住所氏名や生年月日のほか、家禄の有無や、家禄がある場合には「世襲」か「一代」か、さらに「現受納高」などの記入をもとめた雛形を示し、六月までに「主轄役所」と県庁へそれぞれ一葉ずつ提出するよう達した。<sup>(75)</sup>

#### 四 明治十三年度以降の鍋島県政

##### (1) 内務大蔵両卿の交代

明治十三年四月一日、鍋島はふたたび「至急何等之事件多々有之」として上京した。おそらく、内務卿と大蔵卿の交代を受けてのものである。「県治ノ一大主義」の作成にかかわった伊藤と大隈が明治十二年二月二十八日に辞任し、内務卿に松方正義、大蔵卿に佐野常民がそれぞれ就任した。これは、国会開設に向けて内閣の権力を強化するため参議と省卿の兼任の廃止したためであったが、「西南戦争後のインフレーションによる経済危機」<sup>(76)</sup>による財政政策の転換の意味も含まれていた。政府の財政政策は積極財政主義（大隈）から健全財政主義（松方）に転換しつづつあったのである。

松方が内務卿に就任したころ、国内の状況は「紙幣の価格五割以下に低落し、米価は反比例的に二倍以上に騰貴し、国庫は其の空乏を告げ…財政の窮迫殆ど其の絶頂に達し」ていた。松方は明治十三年六月、「財政管

窮概略」を作成し三条に提出する。そこで松方は、「凡ソ官省ニ長タルモノ善ク其心ヲ同一ニシテ其行フ所ヲ顧ミ反省沈思セハ無用ノ事自ラ除キ無用ノ費自ラ省ケン」ことが「真正ノ節儉」であり、「節儉ノ精神ヲ養フ可キ事」を強く訴えた。<sup>(78)</sup>

このような「節儉ノ精神」は、沖縄県の予算にも影響をあたえた。鍋島は沖縄県の「明治十三年度地方予算」として合計約十二万二千百円を求めたが、松方と佐野は八月二十五日、合計六万五千三百六十六円とするよう建議した。鍋島らが希望していた予算は、約半分までに減らされたのである〔表-2〕。鍋島は、沖縄県には県会がなく地方税の徴収ができないため、地方税に「類似」するものを徴収し「其儘地方費ニ充用致シ度旨」を申しでていた。しかし松方らは、鍋島のいう「地方税ト称スルモノ今日ニ在テハ国税ニ可属モノ」であり、「其儘充用スルハ不都合」であるとす。そうして松方らは、「沖縄堺両県ヲ除ク各府県十二年度地方費中該費ニ係ルモノヲ集計シ沖縄県ノ人口反別ニ乗シ各府県ノ人口反別

〔表-2〕 沖縄県十三年度地方予算額

	費目	申請額	査定額
本庁	衛生及病院費	48,100 円余	8,653 円
	救育費	2,300 円余	769 円
	勸業費	9,200 余円	5,525 円
	学校費	6,800 余円	6,808 円
	管内限諸達書及揭示所費	3,600 余円	2,708 円
	浦役場及難破船諸費	200 余円	154 円
郡付詰所	俸給	18,900 余円	14,964 円
	雑給	22,400 余円	17,241 円
	庁費	9,500 余円	7,428 円
	営繕費	1,100 余円	1,116 円
	合計	12,210 余円	65,366 円

※『沖縄県史』十二、琉球政府、1966年、528頁より作成。

ヲ以除キ」全国平均高をだし、それに「他ノ府県ト全視シ難キ事情」を酌み算出したのであった。このように、けつして松方らは沖繩県の特別な事情を軽視したわけではないが、内容を吟味せず他府県との整合性をより重視する方法で沖繩県の地方予算を定めたのである。なお、松方らは、その理由として次のように述べている。

同県之義ハ藩制釐革之日猶浅ク随テ諸事多クハ旧慣ヲ存スル場合ニ付他日地方税施行マテハ地方費之義モ当分官給相成候外ハ有之間敷ト存候：未タ他府県ト同視シ難シト雖彼県会之如キ地方税之如キ早晚設立セサルヲ得サルノ場合ニ至ルヘクニ付今日ニ在テ予メ各府県之權衡ヲ酌ミ相定候方至当之儀ニテ他日障礙ヲ生スルノ恐有之間敷

松方らは、沖繩県を他府県と「同視」できないが、遅かれ早かれ県会や地方税が確立されることをふまえ、他府県との「權衡」を考え予算を算出したほうが、後日の問題にならないと考えたのである。<sup>(79)</sup> 鍋島はこのころ、伊藤に「他府県とは大に其性質を異にし、他府県にてすら廢藩後明治七、八年頃までは特殊格外の寛典ありしに、今日の沖繩を諸規則、定規等にて檢束する如きは到底言ふ可くして行ふ可らず」と述べ、沖繩県を急に他府県と同様に扱おうとすることを強く批判していた。さらに鍋島は、「実地の情況に審かならずして拘々瑣々議論を以て処せんとする如き精神万一諸省中に有之候ては：実地これがため施政の機渋滞、随て士民の迷惑に相成候」として、「実地何上申等の件は格別の支障なきものは余り細密なる分析論なくして事速に運ん事を願っている。<sup>(80)</sup>」しかし、松方は沖繩県を他府県と同等の一地方として扱おうとする姿勢を強く打ち出すのである。<sup>(81)</sup>

このような政府の方針の変換は、士族対策にも色濃く反映されていた。

佐野が四月四日に「県下士族禄高世襲セシ分取調」を命じると、原はこれを四月二十七日に受け、すぐに調査を開始する。五月三日、県下の「家禄所有士族」にたいし「県下士族二代或三代以上襲禄（知行領地或ハ領地ノミヲ云フ）候者ハ従前ノ実蹟詳細ニ記載シ本月十日限り管轄役所ヲ経テ可届出<sup>(82)</sup>」ことが達せられているから、佐野は五月中に政府へ報告するよう求めていたのであろう。これは、後述するように、明治十三年より旧藩士族への賜給を金禄に改めるといふ内務省・大蔵省の方針転換にそくしたものと考えられる。

おそらく上京してすぐ、鍋島は士族対策について問い合わせを受けたのであろう。五月十一日、内務省庶務局少書記官富田冬三に宛て、「本県士族従来ノ役知役俸儀：昨年分ハ特殊御評議ヲ以テ下賜候事ニ致シ而シテ廃藩ニ付テ解職困難ノ無禄士族等ノ義ニ付テハ追テ上申致シ候」と述べている。松方と佐野は五月二十一日、先述した「役知役俸」について、十二年度分に限り「特旨」をもって給与したいと建議した。ただし、その際、「尤十三年以後ハ県令ニ於テ別ニ見込モ有之趣」とわざわざ付け加えている<sup>(84)</sup>。この建議は七月七日に「伺ノ趣聞届候事」と達せられた。

また、五月二十四日、鍋島は最大の懸案だった無禄士族にたいし、授産金を下賜するよう上申した。廃藩置県後にほほすべての旧藩士族が無職となっており、新たな仕事を得させることが重要であった。旧藩士族のなかには商売を始めるものもあったが、多くは日々の生活にも困窮するほどであり、商売を始める元手が十分になかったのである<sup>(86)</sup>。

また、無禄士族への支援の遅れは、ようやく落ち着いた県内の安定を脅かす危険もあった。鍋島は明治十三年五月二十日、大隈に宛て「万一無禄士族輩其所を失ひ我政府を怨望する如きこと有之候ときは、其影響や直にある隣国に及び関係不少義は眼前」と述べ、「兎角上申通救助之道相立候」と強く願っている。大隈の力を

借り大蔵省へ圧力をかけることで、授産金の上申についての許可を得ようとしたのである。<sup>87)</sup>

鍋島は、「本県士民中目下恒産ヲ得ス逐日困窮ニ迫ラントスルノ状アル者ハ廢藩ト共ニ廢役セシ無禄士族及ヒ手下代ヲ勤メシ小者ニ候」として、旧藩の「心附」という制度について説明したうえで、「平民ハ自然ト苦役重斂ヲ免レ有禄士族ハ特殊ノ恩遇ヲ蒙リ最初ヨリ非役ニシテ農工商ニ従事スル無禄士族ハ各自愈其業ニ安ンス独廢藩ト共ニ廢役セシ無禄士族等ノミ産資ノ目途ヲ失シ逐日困窮ニ陥リ候」と述べる。このように無禄士族だけが沖繩県設置による「普及ノ恩ニ洩レ」ており、また、沖繩県の状況は「他ノ旧藩ト同視シ難キ訳モ有之」ので、「出格ノ御詮議ヲ以テ右心附補助之金額ヲ授産用」として八万六千二百五十三円を更に下賜するよう求めた。なお、この上申について松方が建議を提出するのは翌十四年三月になってからである。松方らは、「非常ノ優恩」をもって旧藩官吏らが旧慣温存の方針により「士民安堵ノ域ニ達シ候処」、無禄士族だけに「至渥ノ御趣意」が「貫徹」されないことは遺憾であり、また、「慣行ノ心附補助金額ヨリハ大ニ節減ノ見込ヲ具シ申出候」として、鍋島の求める授産金をそのまま認めるよう上申した。松方は、先に紹介した「財政管窮概略」において、「徒手ノ士族ヲシテ産業ヲ起サシムル事」の必要を説き、そのためには「許多ノ資本」が必要なこととも認めていたのである。

ただし、この際、無禄士族に授産金が下賜されることはなかった。松方の上申をうけた太政官内務部（少書記官伊東巳代治）は、「其情実憫然ナリト雖モ藩政ヲ廢シタル上ハ即チ其諸役員並慣例ハ従テ廢セサルヲ得ス右ハ一体ノ制度ノ改革ニ依テ不得止儀ニ付国費多端ノ今日ニ在テ必シモ旧慣ニ依テ御給与相成ルニ及フマシク」とし、「本伺ノ儀ハ御裁可不相成方可然」としたのである。<sup>88)</sup>このように、伊藤・大隈によって定められた「県治ノ一大主義」は、財政状況の問題化により政府内でも否定されたのである。<sup>89)</sup>

つづけて五月二十八日、松方と佐野は、「家禄」について伊藤・大隈の建議により「先ツ両三年ハ石代ヲ以相渡時機ニ応シ改正候方却テ実地適応之御処分」とされたが、「石代渡ニテハ豊歉ニヨリ歛年々不同ヲ生シ財政上不便不少」として、「米雜石等三ヶ年之平均相場」を基準として、十三年分より金禄にあらため「五ヶ年間据置」したのち「金禄公債之御処分」をするよう求めた。なお、この建議にあたり鍋島は、松方から「県地之事情等一応尋問」され、「金禄ニ改定シ十ヶ年程被据置其上金禄公債之御処分ニ相成度云々利害」を申し述べていたという。鍋島は「県治ノ一大主義」にそくし漸進的な改革を主張したのである。しかし、松方らは「公債ニ変換遅緩ニ流レ不可然」として五ヶ年での金禄公債への転換を求めた。このように松方らは沖繩県の改革に積極的であった。松方らの建議をうけ、太政官會計部（大書記官安藤就高）は建議を聞き届けるべきと上申し、七月二日に「伺ノ趣聞届候事」と達せられた。<sup>(91)</sup> こうして沖繩県における秩禄処分は、鍋島の考えより早くおこなわれることとなった。<sup>(91)</sup>

なお、東京において金禄への転換が議論されていたころ、沖繩県では原が、戸籍調査の難しさについて上申書を作成していた。まず五月三日、原は松方と佐野にたいし、「本県戸籍調ノ義旧藩中極メテ疎漏加之分頭税等ヲ逃レン為メ故ラニ人員ヲ隠匿シ或ハ悪疾等ノ者ハ放棄シテ乞食トナス等種々ノ弊習モ有之」と述べ、沖繩県における戸籍調査の難しさについて説明した。原は続けて、「従来首里士族那覇士族等ト唱へ一定ノ住所アリテ決テ他ニ転籍不相成例ニ付事故アリテ諸島諸間切等へ転住数年如クハ数世ニ及モ尚寄留ノ名目ヲ以テシ自然本籍亡名セシ者モ多分ニ有之戸籍上甚タ混雜ヲ極メ差支エ不尠候」と、士族における調査の難しさについても述べた。そのうえで、まだ地方税制が整っていないことから、戸籍調査にかかる費用の交付を求めた。<sup>(92)</sup>

また、五月十九日、原は佐野へ「目今間切へ寄寓候輩モ有之取調上大ニ手数ヲ涉リ且二三代以上世襲セシ者



壬多分有之事実御達日限ニテハ何分調理難行届候条何卒本月中御猶予御聞届相成度旨」を上申した。<sup>(93)</sup> 沖繩県における戸籍調査は、さまざまな旧慣の差異もあって困難な作業であったのである。<sup>(94)</sup>

そのため、戸籍調査が進むなかで、旧藩士族への給与について追加の上申がなされた。鍋島より八月二十六日、地頭以下の村吏には、給与の一部として「月々現夫使役之義」が許されてきたが、農業の障害となっていくことから「自今相廢シ現夫額ヲ換へ当分夫錢ヲ以給与候様更正仕度」ことが上申され、明治十四年七月十九日に許可されている。<sup>(95)</sup> また、翌二十七日には、「旧藩中既ニ稟米ヲ以テ一時給与」を受けていない「旧藩物奉行方吟味役相勤候者：残式拾名」と「久米村士族福州大通事可相勤者：残り四拾名」にたいし、「廢藩下共ニ廢役相成年來ノ勤功モ一旦水泡ニ属シ将来ノ生計モ難相立愍然ノ者」であるため、「授産料」の意味合いもこめ、鍋島の求め通りに給与を支払うことを求めている。この上申についても、政府の対応は遅く、明治十四年十一月十日になってようやく、内務卿から大蔵卿に転任していた松方と内務卿に新しく就任した山田顕義の連名で建議が提出された。そこで松方らは、鍋島の提出した書類には「福州大通事以下惣官迄ノ総人員百六十二名」おり、すでに給与が払われた十名をのぞき、鍋島が新たに給与の支払いを求めたのは四十名だが、「将来或ハ其恩典ニ洩レタルモノ苦情ヲ鳴訴スル等ノ事有之候テハ畜ニ煩難ヲ來スノミナラズ多少人心ニモ関シ不可然」として「仮令一人別ノ給額ニ於テ減少スルモ寧ロ普ク給員百五十二名ニ及ボシ候方」が「公平ノ処分」ではないかと述べた。全般的に費用の削減を求めている松方だが、旧藩士族への対応については柔軟な姿勢を有していたのである。松方らの上申は十二月十日に許可された。<sup>(96)</sup>

この後も、調査に漏れていた旧藩士族への給与支払いの求めなどがいくつか鍋島や原から提出された。八月以降に提出された上申が政府内で審議されるのは、明治十四年七月以降のことで、すべて許可されている。そ

れは、鍋島が明治十四年五月に沖繩県令を辞任した後のことであつた。

(2) 鍋島の沖繩県令辞任

鍋島が沖繩県令を辞任したのは、内務省内において、鍋島が随行させた旧鹿島藩士ばかり重用するなど県政を私物化し、また「県治ノ一大主義」を破り急進的な改革を多々おこなつてゐると流言されたことが原因であつた。政府の求めに応じて明治十四年四月に上京した鍋島は五月十日、原に宛て次のように述べてゐる。<sup>(97)</sup>

十二年十月上京ノ節、浮説流言有之、木梨出張セシ位ナレトモ、途中ニテ行会ヒ、着京ノ上事実詳シク陳述。内務卿モ伊藤ニテ総テ釈然タリ。十三年三月出京、其時モ種々ノ蜚語等モアリタレトモ、格別ノ事彼是重大ノ上申等ノ事アリテ、内務少書記官杯及松田ト喧嘩ヲ為スニ至レリ。然レトモ讒謗ノ説ハ余リ甚シキニ至ラス、一時消滅ス。然ルニ本年這回ニ至テハ、讒謗境野輩ニ原ツキ、岩村ニ伝染、西村・白根等ニ及ヒ、内務卿ニ及ヒ、加フルニ鹿児島商人ノ説深ク内務卿ニ入り、内務省ノ沖繩ヲ見ル既ニ日本一ノ難県ト云フニ至テ、殆ント敵視ノ情アリテ、隠然鹿児島商人ノ尻押ヲ為ス趣モ側ニ耳ニ入レリ。最内務省ニテモ内局・庶務局・会計局ナリ。其他ハ異状ヲ見聞セス

ここからは、すでに明治十二年十月より政府内では沖繩県政について「浮説流言」があつたが、伊藤が内務卿であつたためあまり問題にならず、十三年にはいちど止んだこと、しかし、十四年になって再び「讒謗ノ説」が大きくなり、松方までその影響がおよんだことなどがうかがえる。なお、「境野」とは東京府出身で明治十二年七月より八等属として県に出仕した境野大吉と考えられる。境野は木梨精一郎が琉球藩に赴任した際に随行したいわば古參の官吏で、県庁内では明治十二年十一月二十八日に七等警部、翌年十二月二十日に六等

属へと出世していたが、鍋島にたいし強い不満を有していたようである。<sup>(98)</sup>

また、「岩村」とは内務大書記官岩村通俊のことである。岩村は九月二十一日に出発し、県内の状況を内密に調査のうえ復命書を内務卿に提出していた。<sup>(99)</sup> 鍋島によれば、岩村は、鍋島が多くの改革を進めたのみならず、「総テ統御ノ任ニ乏シキ事」「判任官ヲ任用スル愛憎ノ事」「判任官辞職スル者多キ事」なども記していたという。たしかに岩村が来県したころ、県庁内では相次いで官吏が辞職していた。これについては、同年十二月一日付の『大阪日報』で報じられ、同月七日付の『東京日日』にも転載されている。<sup>(100)</sup> 新聞報道により、県庁内の混乱は政府内外に広く知られてしまったのである。

さらに、「西村・白根」とはそれぞれ内務省権大書記官の西村捨三と白根専一であろう。白根は庶務局長も兼ねていた。なお、内局は松方正義内務卿を長として西村や白根もここに含まれるが、会計局長は大書記官武井守正であった。<sup>(101)</sup> この書簡の別のところで鍋島は、「西村・白根・武井等ハ沖繩ヲ疾視スルノ徒」とも述べているから、武井も鍋島県政に批判的な立場だったのであろう。このように、政府内では、規制を強化する鍋島への不満を高めていた鹿児島寄留商人からの訴えも重なり、鍋島県政への懐疑的な意見が増えていたのである。

ただし、「琉球処分」を主導し、鍋島の県令就任に深くかかわった岩倉や大隈、伊藤の態度は大きく異なるものであった。鍋島によれば、岩倉と面会した際、「余モ内務出張所時分ヨリノ属官等、鹿児島商人等ト彼是ノ事アリシ杯ノコトハ承知セリ」と「微笑ヲ含テ」いわれたという。また、大隈は、松方を「規模小二智足ラス、直二人ニダマサレ、逆モアレニテハ内務ノ頭ニハ六ヶシ」と評したうえで、「松方杯ハホオツテ置テ、伊藤ニ咄スカ宜シカロヲ」と伝えたという。さらに伊藤も、鍋島にたいし笑いながら「細カナコトハドーデモヨ

イ、自分ハヨク知レリト云フテ決シテ屑々タル論ナシ」と答えたといふのである。<sup>(10)</sup>

たしかに、士族対策からもわかるように、鍋島県政は「県治ノ一大主義」から外れたものではなかった。士族対策以外の鍋島県政についての考察は別稿にゆずるが、伊藤や大隈の対応からもわかるように、いずれも「県治ノ一大主義」にそくしたものであった。それどころか鍋島は、県令の辞任に際して五月十八日、「施政上妨害アル重大ノ事件ハ其時々意見上申」するので「当分ノ処大体ニ妨碍ナク施政上ニ弊害ナキ分ハ是迄ノ通其慣例ヲ存シ置度」と上申しているのである。<sup>(11)</sup>

しかし、一方で、県政の私物化という点については鍋島にも非があった。鍋島にいかなる言い分があるにしろ、原の少書記官就任をめぐる経緯や、旧鹿島藩士を多く随行させ松田の随行官を帰京させたことなどは、鍋島の横暴として批判を受けてもしかたないだろう。また、『原応侯』には「猜忌の眼を以て鹿島出身の官吏を覲れば、朋党引攀、自ら尊大にして、其の勢力を仮り、他を凌ぐの風ありとなし、自然反感を生ずるは、怪むにたらず」と記されており、<sup>(12)</sup> 県吏の間で勢力争いがあったことをうかがわせる。こうした人事上の不満が、大蔵・内務両卿の交代によって表面化したものと考えられよう。このような状況のなか、鍋島は病気を理由に辞任を申し出た。鍋島は自らへの悪評について、内務省と断固として対決する姿勢をみせていたが、大隈は「内務省ト争フ様ナ事ヲナシ、或ハ少シニテモ不平ノ気色ヲ顕ハシテ、決シテヨロシク無之二付、唯々病氣ノ事ノミヲ言フ方ガ得策ナリ」と述べ、また、伊藤も「今日ノ天下ハ未タ如何ト云フヲ知可ラサルニ付、不平等ニテ辞職アリテハ宜シカラス」と述べ、鍋島に自制するよう求めた。<sup>(13)</sup>

鍋島は明治十四年五月十八日に沖繩県令を辞任した。なお、鍋島は県令を辞任するにあたり、原を後任に考えていた。鍋島は「俄に他より県令被命候ときは或は種々の動揺を来たし、人民に危疑を生じ決して得策に非

らす」として、「原に被命半年或は一年を経て猶可然人へ被命候て穩当の御処置」と大隈に伝えている。<sup>(8)</sup>

しかし、岩倉の意向は「直彬後任の義は必ず華族を以てすへし」というものであり、旧米沢藩主上杉茂憲が新たな県令に任じられた。なお、政府内では原を書記官のまま留任させる意向もあつたようだが、鍋島は「沖繩県吏其他人民に至るまで、県令の後任は書記官之を續くこそ当然なる」と考えるなかで、「華族を以て県令となすへしとの一定の明文なき」まま他の華族が県令に任じられれば、その理由も説論できず「原には之かため一般の輕侮を徠たすは必然にて、其弊や施政上の障礙をなすに至らん」として、再考するよう大隈と伊藤へ願っている。結局、原も併せて辞任することが決まり、上杉を旧藩時代より支えてきた池田成章が沖繩県へ随行することとなった。<sup>(9)</sup>

## 五 おわりに

本稿では、初代沖繩県令をつとめた鍋島直彬のおこなった士族対策について、とくに明治政府との関係に注目し考察してきた。詳細は本論で述べたとおりである。

鍋島が初代県令に任じられたのは、華族を県令にしたいという右大臣岩倉具視の意向によるものであつた。なお、鍋島が承諾した背景には、同じ肥前出身の大蔵卿大隈重信の存在があつたと考えられる。鍋島は、県令就任にあたり副県令ともいふべき書記官についても、内務卿伊藤博文らがすでに決めていた俣野景明の就任を反故にさせ、鍋島を旧藩時代から支えてきた原忠順を任じさせる。また、琉球処分官松田道之が、廢藩置県後を見越し三十二名の官吏を随行させていたにも関わらず、鍋島は赴任に際し旧鹿島藩士三十二名を随行させ、

松田の随行官吏を帰京させている。このような人事上の勝手が、後に内務省内での鍋島県政への不評を生じさせる要因となった。それでも、鍋島が県政を進められたのは、伊藤と大隈が鍋島を東京から支えたためであった。

鍋島は、伊藤が松田道之に命じ作成させた「県治ノ一大主義」にそって県政をおこなった。「県治ノ一大主義」では、なるべく旧慣を温存するよう述べられているが、沖繩県の「士民」にとつて「便益」となり「情願」に適うものについては改革することも述べられている。そのような意味で、鍋島の県政は森宜雄の指摘するように「穏健な漸進改革路線」であったといえる。なお、旧慣温存の理由として、他府県における廃藩置県後の混乱への反省があったことは注目されるべきであろう。旧慣温存の採用には、他府県における経験を活かし、よりよい政治をおこなおうとした側面もあったのである。

鍋島が赴任したころ、県内では亀川党を中心として旧藩士族が新県政に抵抗をしていた。鍋島は、沖繩県内の混乱が日清間の外交に影響することを恐れ、寛容的な姿勢で旧藩士族に対した。結局は強権的な姿勢で、旧藩士族の抵抗を鎮めるが、厳罰に処すことはなかった。

鍋島は、旧藩士族の生活の安定を重視した。琉球の家禄制度は他府県と大きく異なるものであったが、なるべく旧慣を温存し、時間をかけて秩禄処分をおこなおうと考えていた。伊藤や大隈重信もそれを承認する。このように、鍋島は伊藤と大隈の支援をうけ、県政を進めた。

そのため、明治十三年三月の内務卿と大蔵卿の交代は、鍋島県政に大きく影響した。内務卿に就任した松方正義は、鍋島県政へも強く節儉を求めた。松方も、沖繩県の特別な事情をまったく無視したわけではない。しかし、なるべく早く他府県と画一化した地方制度を有することを求めるなど、伊藤のころから方針は大きく変

更された。そのため、松方は鍋島にくらべ「急進改革路線」であったといえるが、沖縄県にたいする明確な施政方針があったわけではない。松田が「其地ニ在テノ空想トハ余程相違ノ事ノミ」と述べていたように、いくら鹿児島出身とはいえ、松方に沖縄県の様子はわからなかったのだろう。それゆえ、鍋島に「急進改革路線」を求めながら、鍋島県政は旧慣を温存せず急進的な改革を進めるとした岩村高俊の復命書をもって鍋島を批判するという矛盾が生じた。鍋島が県令を辞任する際、明治政府へ旧慣温存の必要を求める上申を提出したのは、松方への批判とも考えられよう。

ただし、鍋島にいかなる言い分があるにしろ、鍋島が旧鹿児島藩士を重用したのは事実であった。そのため、鍋島県政については早くから内務省内で批判もあった。伊藤が内務卿であったころ、鍋島への批判が表面化することはなかったが、内務卿の交代によって事態は大きく変わった。内務省内での鍋島への不信任は大きくなり、鍋島は明治十四年五月に県令を辞任することとなる。

参議であった大隈や伊藤に鍋島県政への不満はなかったが、鍋島の辞任を留まらせることもなかった。沖縄県の所属問題をめぐる清国との外交問題を含め、明治政府が国内外に多くの問題を抱えるなか、沖縄県政の政治問題化は何としても避けるべきことだったのである。鍋島県政の評価以前の問題として、鍋島が政治的混乱の要因となるならば、県令の交代は必然であったのである。

注

- (1) 森宣雄「沖縄初期県政の挫折と旧慣温存路線の確立」(『待兼山論叢』第三号日本学篇、一九九八年)、二六頁。
- (2) 安良城盛昭「新・沖縄史論」、沖縄タイムス社、一九八〇年、二一六～二四六頁。
- (3) 前掲「沖縄初期県政の挫折と旧慣温存路線の確立」、二七～二九頁。
- (4) 鍋島県政についてはほかに、教育政策について考察した前田勇樹「初代沖縄県令・鍋島直彬による教育政策」(『七隅史学』十六号、福岡大学七隅史学会、二〇一五年) などがある。
- (5) 金城正篤「初期県政」(『沖縄県史』二、琉球政府、一九七〇年) 一八八～二〇〇頁。
- (6) 前掲「新・沖縄史論」二二七頁。
- (7) 松田道之編「琉球処分」(『明治文化資料叢書』第四卷外交編、風間書房、一九八七年、二〇六頁)。
- (8) 久布白兼武「原応侯」、私家版、一九二五年、二二二頁。
- (9) 「鍋島直彬」(前掲「勅奏任官履歴原書」)。
- (10) 「明治十三年六月二十九日付大隈重信宛鍋島直彬書簡」(『大隈重信関係文書』十一、みずさ書房、二〇一五年、二三〇頁)。
- (11) 前掲「琉球処分」、二九八頁。
- (12) 「鍋島直彬」(前掲「勅奏任官履歴原書」)。
- (13) 前掲「大隈重信関係文書」十一、三三四・三三七頁。明治十二年三月十九日付『郵便報知新聞』。
- (14) 司法省御用掛への就任は、沖縄で判事も兼ねる鍋島が自ら希望し司法卿大木大喬任に掛け合つてのことであった(明治十二年三月二十四日付大隈重信宛鍋島直彬書簡)(前掲「大隈重信関係文書」十一、三三五頁)。
- (15) 「(明治) 年六月二十五日付大隈重信宛鍋島直彬書簡」(前掲「大隈重信関係文書」八、二〇一二、三〇九頁)。
- (16) 『明治職官沿革表』内閣記録局、一八八六、一七一頁。



- (17) 「明治十二」年三月十六日付大隈重信宛鍋島直彬書簡〔前掲『大隈重信関係文書』十一、三三四頁〕、「明治十二年四月七日付松田道之宛伊藤博文書簡」〔前掲『琉球処分』、二九〇頁〕。なお、松田に侯野を推薦したのは福沢諭吉であった（明治十二年七月三一日付松田道行宛福沢諭吉書簡）〔慶應義塾編『福澤諭吉書簡集』二、岩波書店、二〇〇一年、二二七頁〕。
- (18) 前掲『大隈重信関係文書』十一、三三四頁。
- (19) 「明治十二」年三月二十八日付大隈重信宛鍋島直彬書簡〔前掲『大隈重信関係文書』十一、三三六頁〕。
- (20) 原は沖縄県政の功績が認められ、明治十三年五月七日、大書記官に昇進した（『公文録』明治十三年第一二〇巻、国立公文書館蔵）。
- (21) 「明治十二」年三月二十九日付大隈重信宛鍋島直彬書簡〔前掲『大隈重信関係文書』十一、三三七頁〕。
- (22) 前掲『琉球処分』、二八九頁。
- (23) 前掲『公文録』明治十二年第七〇巻。
- (24) 前掲『琉球処分』、二二三頁。「木梨精一郎」〔前掲『勅奏任官履歴原書〕〕。
- (25) 前掲『琉球処分』、二二六頁。
- (26) 同二九三頁。
- (27) 同三三一頁。
- (28) 前掲『公文録』明治十二年第一二五巻。
- (29) 前掲『沖縄県史』十二、三三八・三三九頁。
- (30) 前掲『琉球処分』、二九八頁。
- (31) 前掲『沖縄県史』二十一、五頁。前掲『琉球処分』、二二二頁。
- (32) 前掲『琉球処分』、一九二頁。

- (33) 前掲『沖縄県史』十二、四九七頁。
- (34) 金城正篤「初期県政」(前掲『沖縄県史』二、一九七〇年、一六九頁)。
- (35) 旧藩士族の抵抗については主に、菊山正明「琉球処分と沖縄統治機構の創設」(『明治国家の形成と司法制度』御茶の水書房、一九九三年)や前田勇樹「廃琉置県直後の沖縄県庁運営の実相」(『沖縄文化研究』四三号、法政大学沖縄文化研究所、二〇一五年)を参照。
- (36) 喜舎場朝賢『琉球見聞録』、至言社、一九七七年、一三九頁。
- (37) 前掲『原応侯』、一三二七頁。
- (38) 前掲『琉球処分』、二六九頁。
- (39) 前掲『原応侯』、一三二九頁。
- (40) 前掲『沖縄県史』十二、三六八頁。
- (41) 比嘉春潮「沖縄の歴史」(『比嘉春潮全集』一、沖縄タイムス社、一九七一年、四〇八頁)。
- (42) 前掲『原応侯』、一三三八頁。
- (43) 「沖縄県令達類纂」上巻、一三四頁。なお、本資料は那覇市立歴史博物館所蔵「横内家文書」に所収されている。
- (44) 前掲「沖縄県令達類纂」上巻、四一頁。
- (45) 河原田盛美「琉球備忘録」(前掲『沖縄県史』十四、二〇六頁)。
- (46) 前掲『沖縄県史』十二、三八三頁。
- (47) 「史料稿本(尚泰関係史料)」(企画部市史編集室編『那覇市史』資料篇第二巻中の四、那覇市役所、一九七一年、二〇三頁)。
- (48) 前掲『琉球見聞録』、一四三頁。
- (49) 前掲「沖縄県令達類纂」上巻、四一頁。

- (50) サンシー事件については、前掲「沖繩の歴史」(三九四頁)を参照。
- (51) 前掲「原応侯」、一三三頁。
- (52) 前掲「沖繩県令達類纂」下巻、一頁。
- (53) 前掲「原応侯」、一三六頁。
- (54) 前掲「史料稿本(尚泰関係史料)」二〇二頁。
- (55) 前掲「原応侯」、一三九頁。
- (56) 前掲「史料稿本(尚泰関係史料)」二〇三頁。
- (57) 前掲「原応侯」、一三七頁。
- (58) 前掲「琉球見聞録」、一四三頁。
- (59) 同一四四～一四六頁。
- (60) 前掲「原応侯」、二四六頁。
- (61) 同一四四頁。
- (62) 「九月十八日付伊藤博文宛鍋島直彬書簡」(西里喜行・漢那敬子「史料紹介」廃琉置県(琉球処分)関係の新史料紹介-侯野意見書・伊藤書簡とその周辺-) (沖繩県教育委員会編『沖繩史料編集紀要』三九、二〇一六年、一二二頁)。
- (63) 前掲「沖繩県史」十二、三五〇頁。
- (64) 同十二、三五六頁。
- (65) 同十二、三八三頁。
- (66) 前掲「沖繩県令達類纂」下巻、一頁。なお、明治十三年五月三日、那覇署の下に東風平分署が、首里署の下に美里分署が新たに設置された(前掲「沖繩県史」十一、九〇頁)。

- (67) 前掲『沖縄県史』十二、三六八頁。
- (68) 同十二、三八五頁。なお、それでも十二年度の警察費は足りず、明治十三年六月二十六日に不足の一万五千九百二十一円五十銭二厘が交付された(前掲『沖縄県史』十二、四九〇頁)。
- (69) 前掲「沖縄県令達類纂」上巻、四二頁。
- (70) 前掲『沖縄県史』十二、三五七頁。なお、士族には家禄・領地からの「米雑石」のほか、夫役銭や「掛ケ増」と呼ばれる「米雑石」の収入もあった。
- (71) 同十二、四九四頁。
- (72) 前掲『天隈重信関係文書』十一、三三八頁。
- (73) 前掲『沖縄県史』十二、三五七頁。
- (74) 同十二、四九八頁。
- (75) 前掲「沖縄県令達類纂」下巻、六一七頁。
- (76) 前掲『沖縄県史』十二、四一六頁。
- (77) 杉山伸也『日本経済史』、岩波書店、二〇二二年、二〇二頁。
- (78) 松方峰雄他編『松方正義関係文書』二、大東文化大学東洋研究所、一九八一年、八〇九頁。
- (79) 前掲『沖縄県史』十二、五二八頁。
- (80) 「明治(十三)年五月十四日付伊藤博文宛鍋島直彬書簡」(『伊藤博文関係文書』六、塙書房、一九七八年、三〇二頁)。
- (81) 明治十三年度の沖縄県予算も五月一日に上申されるが、総計十萬八千九百四十三円の申請にたいし、査定の結果、八万四千四百十四円に減額されている(『明治十三年度沖縄県経費予算張』(前掲「公文録」明治十四年一一二卷)。
- (82) 前掲『沖縄県史』十一、一一五頁。

- (83) 同十一、九六頁。
- (84) 前掲『沖繩県史』十二、四九八頁。
- (85) たとえば、大中村の士族謝敷宗常は明治十三年八月二十日、焼酎醸造を願ひ出て許可されている(前掲『沖繩県史』十一、二〇九頁)。
- (86) たとえば、首里士族翁長自良は明治十二年分の給与返納を命じられ、「從來無禄士族ニテ実ニ困窮罷在何分一齊ニ相納候義不任」として分割での支払いを求めている(前掲『沖繩県史』十一、一〇九頁)。多くの無禄士族も同じ状況であったようである(西里喜行「旧慣温存期の経済過程」(『沖繩近代史研究』沖繩時事出版、一九八一年)九〇頁)。
- (87) 前掲『大隈重信関係文書』十一、三四〇頁。
- (88) 前掲『沖繩県史』十二、七六六頁。前掲「公文録」明治十四年第七九卷。なお、内務部は「地理警察運輸通信教育賑恤社寺勸業殖産工事ニ関スル事務執行ノ方法ヲ査理シ其主務官庁ノ事績ヲ監視スル」役割を担っていた(『太政類典』第四編・明治十三年・第二卷、国立公文書館蔵)。「太政官職員録」明治十四年一月改、国立公文書館蔵。
- (89) 無禄士族への授産金については明治十四年十二月に沖繩県よりふたたび「金七万円授産金」の下賜が上申され、太政官第二局(大書記官股野琢)の審議をへて許可された(前掲『沖繩県史』十二、七六六頁)。
- (90) 前掲『沖繩県史』十二、四九四頁。前掲「公文録」明治十三年第一〇卷。なお、「金禄計算書」によれば、年額は十六万千六百九円八十銭であった。
- (91) なお、「二八八三年(明治十六)、第三代県令・岩村通俊の上申により、公債への切り換えは延期され、漸く一九一〇年(明治四十三)に至って、金禄から公債への切り換えが実施された」(西里喜行『論集・沖繩近代史』沖繩時事出版、一九八一年、二五頁)。
- (92) 前掲『沖繩県史』十二、五二六頁。

- (93) 前掲『沖縄県史』十一、一一五頁。
- (94) たとえば、八重山島蔵元四等属渡辺簡は明治十三年五月十六日、数十年間も寄留している士族について、「既ニ廃藩置県之上ハ最早一般ノ成規ニ拠リ可取計当然ニ候得共人少之地ニ付一員ニテモ増殖致サセ度」として、「旧藩ノ例規」により処置するよう求め許可されている（前掲『沖縄県史』十一、一二二頁）。
- (95) 前掲『沖縄県史』十二、五八二頁。
- (96) 同七一七頁。
- (97) 金城正篤「初代沖縄県令鍋島直彬関係文書」（『史料編集室紀要』二九、沖縄県教育委員会、二〇〇四年）、二〇四頁。
- (98) 前掲『公文録』明治十二年第一七三卷、同明治十三年第一五三卷。
- (99) 岩村の復命書は松方に大きな衝撃を与えたようで、明治十三年十二月四日、伊藤に宛て「沖縄県一条之復命書類は岩公え今朝差上置候。御同人も驚き被成候姿に見受申候。御一読相済次第には閣下え御廻被下候様申上置候。今朝は大隈氏えも右之段陳述仕置、右書類も可相廻と申置候間、閣下より御廻し置可被下候」（前掲『伊藤博文関係文書』七、一九七九年、九五頁）と伝えている。
- (100) 『大阪日報』より転載され『東京日日』に掲載された記事は次のとおりである。
- 如何なる嫌疑に出しや詳らかなねども沖縄県警察本署詰一等出仕大野一親、山隈鉄吉、同属中村太平の三名ハ去る十月四日突然那覇警察署へ拘引せられ種々取調べを受け居りしが去月二日に至り無罪放免となり元の如く職務に就けり然るにその以後同県の官員中に何事や議論紛々として穏やかならざりしが遂に庶務課長平野又次郎出納課長森謙吾君、警察本署長田野織、那覇警察署詰八等警部中川四郎、同川上親情、同出仕瀬戸山安正、里原春寿、有馬角太郎、肥後何某その他他巡査十一名ハ同月七日辞表を差出しおきて那覇出航の三菱汽船黄龍丸に搭しそれぞれその本国郷里へ帰りが以來県庁中の葛藤はますます甚しと去る一日の大坂日報の見えたるが如何なる事にや

なお、鍋島はこの記事について明治十三年十二月二十二日、大隈へ「東京に於て新聞紙等に本県之事を掲載候趣、全く無根の讒謗説にて其原因は例之不平不満連中即ち小人輩の輩言に可有之」と述べている（前掲『大隈重信関係文書』十一、三四一頁）。

(101) 「内務省職員録」明治十三年四月六月十一月改、国立公文書館蔵。

(102) 前掲「初代沖繩県令鍋島直彬関係文書」、二〇五～二〇六頁。

(103) 前掲『沖繩県史』十二、五八五頁。

(104) 前掲『原応侯』、二五六頁。

(105) 前掲「初代沖繩県令鍋島直彬関係文書」、二〇五～二〇六頁。

(106) 「明治十四」年四月二十七日付大隈重信宛鍋島直彬書簡（前掲『大隈重信関係文書』八、二二三頁）。

(107) 「明治十四」年五月五日付大隈重信宛鍋島直彬書簡（前掲『大隈重信関係文書』八、二三五頁）。

(108) 鍋島は上杉に五月三十一日、「御着県迄ハ県治上之事ニ付テ余リ予メ彼是御画定ハ不相成方好御都合歟ト存候」（『沖繩県史料』近代四、沖繩県沖繩史料編纂所、一九八三年、十一頁）と伝えている。これは、鍋島が赴任した際、松田が鍋島へ述べたことでもあった。鍋島も実際に赴任し、松田の助言が身に染みたのであろう。それほど、当時の沖繩県の場合は、中央においては想像もつかなかったようである。